

NEW

工作物の事前調査について（令和8年1月1日施行予定）

令和5年6月23日に「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、工作物の解体等工事を行う場合においても石綿に係る事前調査は調査者等※に行わせる必要があります。

※調査者等

特定工作物 (環境大臣が定める工作物)

1~5、7~11

- 1: 反応槽
- 2: 加熱炉
- 3: ボイラー及び圧力容器
- 4: 配管設備
- 5: 焼却設備
- 7: 貯蔵設備
- 8: 発電設備
- 9: 変電設備
- 10: 配電設備
- 11: 送電設備

特定工作物 (環境大臣が定める工作物)

6、12~17

- 6: 煙突
- 12: トンネルの天井板
- 13: プラットフォームの上家
- 14: 遮音壁
- 15: 軽量盛土保護パネル
- 16: 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17: 観光用エレベーターの昇降路の囲い※

(※令和5年10月1日施行)

特定工作物以外

(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業を伴う場合)

・工作物石綿含有建材調査者

- ・工作物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・令和5年9月までにアスベスト調査診断協会に登録された者



上記以外の工作物についても事前調査は必要だよ

お問い合わせ先

高知県庁 環境対策課 (高知市を除く)

TEL:088-821-4524

安芸福祉保健所

TEL:0887-34-3173

中央東福祉保健所

TEL:0887-52-0004

中央西福祉保健所

TEL:0889-22-1286

須崎福祉保健所

TEL:0889-42-1999

幡多福祉保健所

TEL:0880-34-0085

高知市役所 環境保全課

TEL:088-823-9471

詳細はこちら

高知県庁HP

(大気汚染防止法の改正について(令和2年6月5日公布))

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/taikikaisei.html>

